

令和6年度に向けた近江八幡市
農地等利用の最適化に関する

意見書

近江八幡市農業委員会

令和6年度に向けた近江八幡市農地等利用の最適化に関する意見書

農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号）の平成28年4月1日改正により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

近江八幡市の農地の利用状況は主に水田で稲作を主体とし、生産調整作物の麦、大豆などを合理的に組み合わせた土地利用型農業が展開されている一方、農業従事者の減少と高齢化、山沿いを中心に鳥獣被害などの要因で新たな遊休農地の発生が懸念されております。農業委員会は、その発生防止・解消に努め、併せて担い手への農地利用の集積・集約化を図るため「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。

農業の持つ多面的機能を再確認し、農業を基盤とした集落機能の維持、農地の保全を図るために、農業従事者や集落営農組織の効率的かつ安定的な農業経営に向けた取組への支援が重要であると考えます。

平成31年3月策定の近江八幡市第1次総合計画に基づく農業・水産業の振興のため、農業委員会、行政、市議会などと協働することにより、取組の強化を図ることが重要であります。このことから、農業委員会といたしまして、農業・農村の発展を目指し、効率的な農地利用の最適化が一体的に進んでいくよう、必要な施策の改善等に関し、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、次のとおり意見を提出します。

令和 5年11月28日

近江八幡市長 小 西 理 様

近江八幡市農業委員会会長 西 川 進

意見事項

1 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進について

地域農業の状況は、認定農業者、集落営農組織等が米・麦・大豆等の土地利用型農業を中心に担い手の確保が図られている。

ところが、既に法人化された集落営農組織においても、人材や運営、経営基盤など様々な課題に直面している。

また、今後農業従事者の高齢化や地域を担う農業従事者の減少が続くものと考えられ、人材が不足することが予測される。地域の状況に応じた担い手の確保と人材育成を図っていく必要があり、喫緊の課題となっている。

- (1) 令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの「人・農地プラン」から市による「地域計画」の作成が法定化されたところである。本年度より「地域計画」の策定がスタートしたため、これまで以上にきめ細かな説明や関係機関と連携して農業者に分かりやすく丁寧な施策の周知・浸透に努められたい。特に、「人・農地プラン」の未作成集落においては、作成に向けた取組が重要であるため市現体制（農業振興課）を強化されたい。

(人・農地プラン実質化 作成率約6割程度)

- (2) 「地域計画」が作成された場合の支援について、担い手への農地利用集約を加速化するための有効な補助事業等が国で新設されることを要望するとともに、国等の動向に注視し、集落、農業者に迅速に情報提供できるよう努められたい。
- (3) 担い手の確保を図るため、地域における定年帰農者や女性・若手リーダー・多様な価値観を持つ都市住民等を取り込んでいくなど、人材育成と法人化の推進に努められたい。

2 遊休農地解消の具体的な推進について

遊休農地については、その発生防止、解消に向けて農業委員会と農業振興課との合同で農地パトロールを実施しているところである。

遊休農地の発生要因として、「高齢化・労働力不足」「農地の引き受け手がない」「相続人が地元に住まない」「鳥獣被害」など経営環境の悪化と生産意欲の減退が大きな要因と考えられる。

また、遊休農地所有者に対する意向調査では、自己解消は困難として農地の売買や幹旋を望まれるが、小規模で不整形な上、排水不良等の耕作条件も良くない農地であるため、農地中間管理機構では、受け手が見つからず、発生防止・解消に結びつかない状況となっている。

これらの状況を踏まえ、遊休農地などの発生防止・解消に向けて市と農業委員会が連携をとって取り組んでいく必要がある。

- (1) 農地や農業用水などを維持保全する活動など「世代をつなぐ農村まるごと保全向上事業」に本市では80%の地域で取り組まれているところである。しかしながら、遊休化する農地も発生していることから、その発生防止・解消に向け、地域が主体性を持って「世代をつなぐ農村まるごと保全向上」に取り組まれるよう推進の強化に努められたい。

また、地域により遊休農地が発生する理由が異なることから、土地改良区への働きかけや、農家負担の少ない国の耕作条件を改善する諸事業を活用した農地の簡易な整備・雑木の除去など、遊休農地の解消対策を推進されたい。

- (2) 遊休農地化の一因として、高齢化や後継者が市外に在住、または、相続ができていないなどの非農家化が進み、農地の適正管理ができない遊休農地が多くみられる。これらのことから、地域又は新たな担い手に集積・集約できる仕組みを構築されたい。

- (3) 鳥獣被害は、獣害対策協議会を設置して日々対応頂いているところであるが、被害は今後も増加すると思われるため、引き続き市内全域の実態把握と地域要望に対応されたい。

3 新規参入の促進に向けた具体的な推進について

近年、新規就農者は土地利用型農業より高収益作物の生産に取り組む傾向がある。本市においても新規就農者対策として、津田干拓果樹団地を推進されたが、入植者の募集は終了となった。今後も若い農業者が就農できる場を提供できるよう積極的な新規参入の取組に引き続き努められたい。

農業委員会においても、新規就農者の農地確保に向けて、農地の斡旋などの支援を引き続き行うが、離農予定者等が所有する農地をマッチングできるように情報共有の強化を図られたい。

また、県立農業大学校や農業技術振興センターとの連携により、引き続き新規就農者の受入れや育成について推進されたい。

4 地域農業の維持のための経営安定対策について

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、少子化による人口減少、さらには、近年の風水害等の自然災害による農業被害をはじめ、農畜産物の消費の減退や米価下落による農畜産物の市場価格の低迷が農業経営を圧迫しており、このような状況は長期化が懸念される。

また、国際情勢の著しい変化や為替相場の急激な変動により、肥料などの農業生産資材、燃油などが高騰し、農業者の多くが将来の農業経営に不安を抱えている状況である。こうした環境変化は、今後の地域農業の維持・発展への影響も危惧される。

(1) 本市においては、燃油・肥料の高騰について、「燃油価格高騰対策支援事業補助金」、「農業用燃油等高騰対策緊急支援事業」を令和4年度に、「肥料価格高騰対策事業補助金」を令和4・5年度に支援をいただいているところであるが、今後も国の各種事業の情報提供及び活用した支援策を実施されたい。

(2) 市内産農産物の振興として直売等の地産地消・飲食店・ホテル・社員食堂などで取扱いの利用促進を図るなど販路確保・拡大について支援されるとともに、地場農産物の購入場所を拡大させるために必要な支援をされたい。

また、学校給食等では、引き続き、児童生徒へのPRはもとより、生産者である農業者にも「はちまんの日」などの取組の普及を図り、生産拡大に努められたい。

- (3) 地域農業を守り発展させる必要があることから、小規模農家や半農半Xなどの地域農業を守っている農業者も担い手として位置付け、対策の対象として実施されたい。

5 農業委員会組織の充実について

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、法令事務はもとより、農業者の公的な代表機関として、優良農地の確保及び有効利用と担い手の確保・育成を中心に、地域農業の振興を図るという使命を担っている。加えて、農業経営基盤強化促進法の改正により、農業委員会は、農地の出し手、受け手の意向調査を行い、市及び関係機関と一緒に「地域計画」の作成の推進が新たな事務として加わっている。作成後においても随時調整しながら計画変更され、徐々に完成度を高める必要がある。

このことを受け、農業委員会の組織の充実に取り組んでいたところであるが、令和5年10月異動で職員1名減となった。許認可の権限移譲及び地域計画等の業務が増大していることから、女性職員の起用も視野に入れ市職員定数条例農業委員会の事務部局の職員5人の体制にすべく、新年度からの補充をお願いしたい。

今後も農業施策の変化に応じた柔軟な委員定数並びに職員の配置を引き続きお願いしたい。

6 国、県への要望活動について

- (1) 生産資材等の高騰による生産コストの上昇分を、農産物の販売価格に転嫁できず、農業者にとって厳しい状況が続いていることから、農業を取り巻く環境や生産現場の厳しさを消費者に広く知ってもらうとともに、生産コストを販売価格に適正に転嫁できるよう、生産基盤の強化に繋がる対策を図られるよう国・県に働きかけをされたい。
- (2) 農地等の利用の最適化推進には、付帯する用排水路や農道の補修整備・更新、水源の確保が必要である。老朽化していて緊急を要する修繕などについて、土地改良区などと協議し、継続的な支援を国・県に働きかけをされたい。

(3) 国では農業の大規模化を進めているところであるが、農村や農業地域・施設・文化を維持するため、小規模農家や半農半Xなどの多様な農業経営体を後押ししないと農村地域自体が維持できない事態に陥ることが推測される場所である。

そのためにも、小規模農家などを含めて地域農業を考える必要があり、大規模農家のみの支援ではなく、多様な担い手として、小規模農家などへの支援についても、国に働きかけられたい。

(4) 世界情勢の悪化による燃油や生産資材をはじめとした物価高騰は、農業の生産コストの増大を引き起こし、価格決定力が弱い農業の経営は危機的な状況にある。ついては、農業者の経営を守るための対策を図られるよう国・県に働きかけをされたい。

また、引き続き軽油引取税の課税免除措置の恒久化についても、国に働きかけられたい。